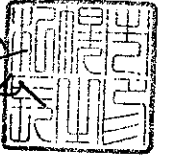


札幌市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月 27 日

札幌市長 秋元克本



札幌市条例第13号

札幌市職員定数条例の一部を改正する条例

札幌市職員定数条例（昭和27年条例第12号）の一部を次のように改正する。

(1) 第1条第1号ア及びイを次のように改める。

ア 一般部局に属する職員（イからカまでに掲げる職員を除く。） 7,773人（福祉に関する事務所の職員1,509人を含む。）

イ 病院局に属する職員 1,104人

(2) 第1条第1号エを次のように改める。

エ 交通局に属する職員 556人

(3) 第1条第3号ア及びイを次のように改める。

ア 事務局及び学校以外の教育機関に属する職員 296人

イ 学校に属する職員 9,788人

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。